

岡山県私学助成制度のあり方に関する提言

平成19年8月

岡山県私学助成制度検討委員会

はじめに

私立学校は、創立以来、独自の校風と建学精神のもと、特色のある教育を推進し、公教育の一翼を担ってきた。また、少子高齢化、グローバル化、IT化など、大きく時代が変化する中で、社会の要求に迅速かつ的確に対応しながら、各界のリーダーや世界で活躍するトップアスリートなど多くの人材を輩出してきた。

岡山県では、昭和43年から私立高等学校に対し、さらに昭和46年から私立中学校、小学校及び幼稚園に対して、経常費補助が行われ、昭和51年に施行された私立学校振興助成法や、昭和55年の岡山県私立学校問題懇談会の答申を踏まえ、現行の私学助成制度が確立された。

しかし、同懇談会の答申から既に四半世紀が経過し、当時には想定しえなかったような少子化の進行に伴う児童・生徒の減少など、私立学校を取り巻く社会情勢は大きく変動してきている。

また、現行の岡山県の私学助成制度は、時々必要性等に応じ個別的な対応を重ねてきた結果、その仕組みが複雑化するなどの問題が生じている。

このため、本委員会は、これらの課題に対応した持続可能な新たな私学助成制度のあり方を検討するため、昨年10月に設置され、計7回にわたり議論を行った。

検討に当たっては、私学助成の根幹である経常費補助金を中心に検討を行うこととし、岡山県における私学助成制度のあり方に関する提言として取りまとめるものである。

岡山県私学助成制度検討委員会

会長 鳥越良光

1 私学助成制度の見直しに当たっての背景等

(1) 少子化の進行

近年の岡山県の中学校卒業生数は、平成元年のいわゆる団塊ジュニア世代の32,514人をピークに、平成19年では、その6割にも満たない19,141人に減少している。今後、中長期的には更に減少することが予測される中で、将来にわたって私立学校の安定した学校経営が可能となる私学助成制度の確立が必要となっている。

私学助成の根幹をなす経常費補助金は、児童、生徒又は幼児（以下「生徒」という。）1人当たり単価に生徒数を乗じて予算を算出しており、生徒数の減少が予算総額に直接影響する仕組みとなっている。

また、予算総額を様々な要素により按分し配分するのではなく、私立学校ごとに必要な経費を積算し、それに基づき予算化することが求められている。

(2) 学校自らの経営努力の必要性

私立学校の経営者は、設置者負担の原則に基づき、自主的にその財政基盤の強化を図り、教育水準の維持及び向上や、特色のある教育の充実に努める必要がある。

一方で、私立学校の経営者は、法令等の遵守を踏まえた公正な学校経営に取り組まなければならないことは、言うまでもない。

また、生徒に係る修学上の経済的負担については、軽減を図るよう絶えず配慮し、学校経営を行っていく必要がある。

さらに、私立学校の経営者は、保護者や納税者である県民に対し、経営内容等に係る情報を積極的に公開することが求められている。

(3) 予算についての説明責任

私学助成の原資は県民の税金であることから、岡山県は、その使途や積算根拠についての透明性、公正性の確保を図り、県民に対し、説明責任を果たす必要がある。

2 私学助成制度の現状と問題点

(1) 現行の私学助成

岡山県では、昭和55年の岡山県私立学校問題懇談会の答申を踏まえ、経常費補助金を中心とした現行制度による私学助成が行われ、私立学校の経営に大きく寄与してきた。

平成19年度の岡山県の私学助成に係る当初予算の総額は8,039百万円で、そのうち経常費補助金である学校法人等運営費補助金一般分は7,230百万円で全体の9割を占めている。その内訳は、高等学校（全日制）が5,431百万円で3/4を占めており、高等学校（通信制）が11百万円、中学校564百万円、小学校273百万円、幼稚園951百万円となっている。

その他、特色教育等の推進や授業料減免、奨学金貸与に係る補助金がある。

(2) 現行の経常費補助金の概要

今回の検討の中心となる現行の経常費補助金の概要は、以下のとおりである。

ア 補助対象

補助対象は、私立の高等学校、中学校、小学校及び幼稚園（以下「私立学校」という。）を設置・経営する学校法人である。

イ 補助対象経費

補助対象経費は、私立学校における教職員の人件費、教育管理費及び設備費であり、施設費等は含まない。この補助対象経費を、以下「経常的経費」という。

ウ 予算総額の算出方法

予算総額は、私立学校の学校種別ごとの国庫補助単価及び地方交付税単価に、岡山県独自の調整額を加えて求めた生徒1人当たりの単価に、学校種別ごとの生徒数を乗じて積算している。

エ 補助金の配分方法

補助金は、学校種別ごとに、様々な要素により予算総額を按分して算出し、配分している。

高等学校を例にとると、予算総額から特別対策割に要する額を控除した後の予算額（以下「総配分額」という。）を、基本割と調整割に分けて配分している。

(ア) 「基本割」は総配分額の80%の額を配分

「基本割」は、生徒数（収容定員を上限とした5月1日現在の在籍生徒数。以下「定員内実員」という。）及び教職員数を基にして算出される「標準経費割」、学級数に応じて配分される「学級数割」及び学校ごとに均等に配分される「学校割」で構成されている。

「標準経費割」は、教職員数と生徒数に応じ、地方交付税の公立高等学校の単価を用いて学校ごとに標準経費を算出し、総配分額の60%に相当する額を、学校ごとの標準経費の額に応じて按分した額を配分する。

「学級数割」は、総配分額の10%に相当する額を、学校ごとの学級数に応じて按分した額を配分する。

「学校割」は、総配分額の10%に相当する額を、各学校に均等に配分する。

(イ) 「調整割」は「総配分額」の20%の額を配分

「調整割」は、学校ごとの定員充足状況や教職員の給与水準に応じて配分する「経営状況割」、保護者負担の額に応じて配分する「保護者負担軽減努力割」及び専任教員の充足状況等に応じて配分する「教育努力割」で構成されている。

「経営状況割」は、総配分額の6%に相当する額を、学校ごとの定員充足状況や給与水準に応じて按分した額を配分する。

「保護者負担軽減努力割」は、総配分額の8%に相当する額を、学校ごとの保護者負担の額の状況に応じて按分した額を配分する。

「教育努力割」は、総配分額の6%に相当する額を、学校ごとの専任教員の充足状況や教育研究費支出状況に応じて按分した額を配分する。

(ウ) なお、別途「特別対策割」として、生徒数急減対策や魅力ある学習指導の推進、教員資質向上の促進、きめ細かな学習指導の推進、情報化やIT教育の推進などに要する経費に対し、学校ごとの実績に基づいて補助している。

(3) 現行の経常費補助金の主な問題点

ア 予算の中長期的な見通しが立ちにくい。

予算総額は、生徒1人当たりの単価に生徒数を乗じて、算出している。

この単価は、国庫補助金や地方交付税の単価に県調整額を加えて決定しており、私立学校の決算の分析は行っているものの、私立学校の経常的経費との関連性を直接説明するものとなっていない。

また、今後とも少子化の進行による生徒数の減少が見込まれていることから、このような予算積算方法では、予算についての中長期的な見通しが立ちにくい。

イ 個々の私立学校の経営努力が反映されにくい。

現行の経常費補助制度では、各私立学校に対し、予算総額を様々な要素により按分して算出し、配分するため、各私立学校の補助金額と経常的経費との関連性が必ずしも明確でない。このため、個々の私立学校の経営努力が、補助金額に直接反映されにくい。

ウ 制度が複雑である。

現行の補助金配分方式は、様々な要素により予算総額を按分して算出した補助金を各私立学校へ配分することから、私立学校関係者にとって、その仕組みが複雑で分かりにくい。

また、補助金は、予算総額を按分して算出し、配分することから、他校の状況等により配分額が変動するため、各私立学校においては、補助金額を予め算出することが困難であり、収支計画等が立てにくくなっている。

3 新たな経常費補助制度のあり方

(1) 改革の方向性

経常費補助制度の見直しは、次の視点を踏まえて行う必要がある。

ア 持続可能性

少子化が進行する中でも、中長期的な視点から、私立学校の経営が安定的に行われるための仕組みとする必要がある。

また、経常費補助金の原資が税金であることから、予算の積算方法等について、納税者である県民に対し、説明責任を果たすことが必要である。

イ 活力

私立学校の経営努力が反映される仕組みとする必要がある。

ウ 簡素

私立学校関係者にとって、分かりやすい予算の積算方法、補助金の配分方法であって、補助金額について予見でき、かつ、納得できる仕組みとする必要がある。

また、現行の経常費補助金に含まれ、制度をより複雑にしている特別対策割などの政策的補助金については、経常費補助金とは分離し、必要に応じて別途、岡山県において検討すること。

エ 公平

各私立学校の一定の経営水準を担保するため、公平なルールで各学校の経常的経費を積算し、補助する仕組みとする必要がある。

また、それぞれの地域における私立学校の存在意義や役割に配慮した仕組みを検討する必要がある。

(2) 改革の具体策

ア 法令遵守の強化

岡山県は、私立学校の自主性・自立性を尊重するとともに、法令等に基づいた学校経営の徹底を図ること。

また、私立学校の経営者は、収容定員の遵守など法令等に基づいた公正な学校経営に努めなければならないことは言うまでもないが、経営内容の積極的な情報公開等により透明性を高め、保護者や県民に対する説明責任

を果たしていく必要がある。

イ 標準的運営費方式の導入

改革の方向性を踏まえ、経常費補助制度として、標準的運営費方式を導入すること。

標準的運営費方式は、私立学校ごとに、公立学校をモデルとして、標準的な教職員人件費、教育活動費や施設維持管理費などを積算し、補助金額を算出する方式であり、その合計額が予算総額となる方式で、他県でも徐々に導入されているものである。

(ア) 標準的運営費方式の特長

この方式では、予算積算方法と補助金配分方法が同じになる。

また、私立学校の経営努力が補助金額に反映されやすく、中長期的な視点に立った予見性のある学校経営が可能となる、などの特長を有している。

(イ) 標準的運営費方式の導入に当たっては、次の配慮が必要である。

補助制度の見直しによる各私立学校の経営への影響を緩和するため、経過措置を一定期間設ける必要がある。

また、各私立学校は、それぞれの地域に根ざしながら、公教育の一翼を担っており、その存在意義や役割を十分踏まえた配慮が必要である。

4 おわりに

この提言は、他の都道府県の事例等も参考にしながら、経常費補助金を中心に主に私立高等学校を例に検討し、新たな私学助成制度のあり方について取りまとめたものである。

制度の見直しに当たっては、高等学校のみならず中学校、小学校及び幼稚園についても併せて行うことが必要である。

岡山県にあつては、本提言を踏まえ、本県に相応しい私学助成制度を確立するとともに、今後とも、私立学校の振興に適切で効果的なものとなるよう、適宜、その対応策を検討するよう要望する。

また、岡山県における私学助成制度が、よりの確で効果的に継続され、私立学校の振興に大いに寄与するものとなることを期待するものである。

さらに、私立学校にあつては、それぞれの特色を発揮し、独自の校風と伝統を培いながら、学校教育の一層の振興を担っていただくよう期待するものである。